

公立大学法人奈良県立医科大学 平成23年度 年度計画

I 大学の教育・研究・診療等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程

- 1 ・医学科では、一般教育を第1学年から第3学年まで実施する新しいカリキュラムに基づき、平成20年度から第3学年後期において一般教育(講義・演習・実習)を設定済であり、継続して実施する。
 - ・若手教員を含めた新しい委員会を設置し、一般・基礎・臨床の講座体制について抜本的に見直すとともに、将来展望を明確にした上で、医学教育、医療に貢献できる優秀な人材を育成できる体制(講座の統廃合を含む)について検討する。
- 2 第1学年を中心にTOEICの受検を奨励する。
- 3(1)平成19年度から、医学科第4学年において「実践的医療倫理」を設定済であり、継続して実施する。
 - (2)看護学科では、新カリキュラムにおいて第1学年における「生命と倫理」「看護学概論」のみでなく、第4学年における「看護研究」の中に研究における倫理的配慮について学び、また平成24年度開講の「チーム医療論」において医療従事者における倫理観を学習する講義を設定するための準備を行う。
- 4(1)平成19年度から、医学科第1学年・第2学年において「医学特別講義」を設定済であり、内容を充実させ継続実施する。
 - (2)平成19年度から、医学科第1学年に「医学特別実習」を設定済であり、継続して実施する。
- 5(1)平成20年度から、医学科第3学年前期において、奈良県大学連合における単位互換制度を利用した一般教育科目の履修を実現するためのカリキュラムを設定済みであり、継続して実施する。
 - (2)同志社女子大学との学術交流に関する包括協定に基づき、単位互換の科目設定について検討する。
 - (3)医学科では、連携協定を締結している早稲田大学とのコンソーシアムを継続する。
- 6 ・医学科第3学年前期の「基礎医学アドバンスト・コース」で基礎医学の最先端の成果を教授する。
 - ・平成22年度に研究室配属を早稲田大学に拡大したところであり、継続して実施していく。
 - ・早稲田大学との連携協定に基づき第6学年の臨床医学アドバンストコースで「早稲田大学連携プログラム」を継続する。

7(1)平成21年度から医学科第3学年に新しいグループ学習法である「チーム基盤型学習(Team-based learning, TBL)」において問題解決能力等を重視した学習を実施済みであり、継続して実施する。今後、臨床医学での導入についても検討する。

※ TBL (Team-based learning)チーム基盤型学習：

設問に対するグループ内およびグループ間の討論を主体とした学習方法

(2)看護学科では、新カリキュラム第1学年の「看護学概論」において、自己主導型学習を基盤に問題解決法を用いた授業を行い、さらに第2学年の「各看護学概論」、「看護学援助論」でより発展させ、第3学年の「各看護学実習」において実施展開していく。

(3)看護学科では、新カリキュラムの第1学年後期において「基礎看護技術Ⅱ」を2単位から3単位に充実させており、看護技術の確実な習得の充実を図り、「基礎看護学実習Ⅱ」において実施展開していく。

8(1)・医学科第4学年で臨床実習に必要な基本的臨床手技の教育を実施するとともに、共用試験の客観的臨床能力試験(OSCE)において修得状況を評価する。

・文部科学省の通達を踏まえて共用試験(CBT、OSCE)合格を第4学年から第5学年への進級要件とする。

・第5・6学年での臨床実習で培った高い臨床能力を最終的に評価するために第6学年での「アドバンストOSCE」の導入を検討する。

※ OSCE (objective structured clinical examination)：

医療面接、身体診察、応急処置といった医師に求められる基本的臨床能力を評価する実技試験

※ CBT (computer based testing)：

コンピュータを用いた知識・問題解決能力を評価する客観試験

(2)医学科第3学年の医学・医療概論の授業では、早稲田大学人文系学部と協力して、地域医療倫理、地域医療経済、地域医療政策・法制度についての教育を充実させる。

9(1)医学科第4学年後期で実施している実践的医療倫理教育を本学看護学科学生、同志社女子大学薬学科学生・栄養学科学生、さらに早稲田大学学生とも協働して充実させるための開発を行う。

(2)看護学科では、新カリキュラムで第4学年に配置した「チーム医療論」の平成24年度からの実施に向けた検討を行う。また、第1学年に配置した「基礎看護技術Ⅰ」において、様々な人々とコミュニケーションを図る演習を設定し、チームワークを構築する基盤をかためる。

10 平成21年度から、医学科第3学年前期に新しいグループ学習法である「チーム基盤型学習(Team-based learning, TBL)」において自己主導型学習を実施済みであり、継続して実施する。

※ TBL (Team-based learning)チーム基盤型学習：

設問に対するグループ内およびグループ間の討論を主体とした学習方法

- 11 (1)平成19年度から、「リーダーズセミナー」を設定済みであり、継続して実施する。
(2)・医学科では、地域医療に貢献できる医療人の育成を目指して地域医療に取り組んでいる医師を「メンター」として本学学生の指導を行うこと等からなる「地域基盤型医療教育カリキュラム」を設定済みであり継続して実施する。
・第6学年には、臨床系教授の協力を得て、キャリアパス・メンターシステムの導入も考慮する。
・本カリキュラムの実施にあたっては、平成21年度に契約したImperial College Londonの e-learning（英語版）を積極的に活用するとともに、学術交流協定校である早稲田大学の e-learningも導入方法を検討する。

※ キャリアパス・メンターシステム：

第6学年の4～12月において、本学の主として臨床部門の教授及び准教授をキャリアパス・メンターとして指導を受けるシステム。（必修）

- 12 医学科第5学年・第6学年を対象とした「臨床実習」を継続して実施していくとともに、最先端の医療を教授するための「臨床医学アドバンストコース」を第6学年に設定する。
- 13 学生による教員個々の授業評価の実施を促進するとともに、結果を授業担当者にフィードバックし、授業改善への対応についての調査を実施する。

大学院課程

- 1 修士・博士課程に設置した「応用医学・医療学」の充実を図るために学内に参加を募る。
- 2 海外からの研究者を招きセミナーを開催し、大学院生の参加を促す。
- 3 海外研修を行う本学学生、本学で研修を行う外国人学生に対する旅費等の助成を継続して実施するとともに、海外研修を修了した学生の学内成果報告会（学生対象）を企画する。
- 4(1)医学研究科修士課程医科学専攻について、平成23年度は定員5名の入学者が定員を満たす見込みであるが、継続してPRを行う。
(2)平成24年度からの大学院修士課程（保健看護学専攻）設置に向けて、大学院設置準備委員会において充実したカリキュラムの作成、施設・設備の整備、指導教員の選考について検討し、平成23年5月末までに文部科学省に申請する。
- 5(1)医学研究科博士課程の研究指導教員及び研究指導補助教員の募集・審査を年1回行うとともに、教員の資格の見直しを行う。
(2)医学研究科博士課程第3学年時において開催している研究報告会を継続して、研究の進捗状況を把握することで、研究への取り組みや質の向上を図る。
(3)共用研究備品整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びR I・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら機器の充実に努める。また、平成22年度に実施した大学共同研究施設の活用状況調査結果等を基に、大学共同研究施設のさらなる有効活用を図る。
(4)競争的資金の募集の紹介及び採択実績を学内ホームページ、学報に掲載し、大学院生、研究者に周知を図ることで、研究者の資金獲得意欲の醸成を図る。

- 6 学内ホームページ等を利用して、「学内特別講演・特別講義」や研究シーズ・ニーズについての情報提供に努め、研究者相互の情報交換を促進する。
- 7(1) 学報、ホームページ等による研究内容や受賞の紹介を継続して行うとともに、産学官連携による活動状況についても紹介する。
- (2) 長期履修制度について、引き続き大学院博士課程募集要項、チラシ、ホームページを通じて情報発信するとともに、平成23年度博士課程入学者ガイダンスにおいても周知していく。
- (3) ・大学院における平成21年度から実施している様々の取り組み（本学の修士課程から博士課程へ進学する場合の入学料の免除、博士課程における早期課程修了制度、医員の大学院入学）、平成23年度から実施する学費の減免制度、及びその利点について関係施設に発信し、周知を図る。
・大学院入学者数を増加させるため、大学院生及び研究生、専修生の学費のバランスを考慮した制度の改定を進めることにより大学院入学者数の増加を図る。
- (4) ・大学院（保健看護学専攻・平成24年4月開設）設置の認可を待って 募集のPRを行う。
・平成23年5月の設置申請の際もホームページに公表し、募集に向けてのPRを行う。
- 8 大学院運営委員会において、現在連携している大学や必要な大学との単位の互換性、大学院や研究機関との相互協定の締結を進める。
- 9 優秀研究に対する奨励賞を設ける。（中期計画達成済）

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

学士課程

1-1(1)・アドミッションポリシー・大学案内・オープンキャンパスについては、医学科により適した内容にするため学務委員会の中で検討し、早い時期に適用できるようにする。

- ・大学は、教育研究を行う公的な教育機関として、その活動や取組について社会への説明責任を果たすことが求められることから、平成22年6月に学校教育法施行規則等が改正され、平成23年4月から施行される。これに伴い、9項目の教育情報を「教育情報の公表」というバナーを設け、本学ホームページに掲載する。

※ 9項目の教育情報：

- ① 大学の教育研究上の目的
- ② 教育研究上の基本組織
- ③ 教員情報
- ④ 入学、卒業後の進路の情報
- ⑤ 授業に関すること
- ⑥ 学修の評価、卒後認定基準等
- ⑦ 教育研究環境
- ⑧ 授業料、入学料その他の費用
- ⑨ 学生支援

(2)各教室から中高生等に対する模擬講座の企画案を集め、県内の小・中・高に向けて、ホームページでの公表する他、直接各学校への広報活動を行う。

(3)継続して在学生からの情報をアンケート形式で集めると同時に、オープンキャンパスや学外での入試案内会で寄せられた質問・疑問に対する回答を入試委員会でとりまとめ、「受験生コーナー」に掲載する。

(4)学生（主に第1，2学年）の出身高校に対し卒業生及び本学教員等からの出前講義等の需要を確認し、学生を派遣することの検討を行う。

-2・医療人として優秀な人材を得るため、真に有効な入学試験制度改革を目的として、センター試験を含む入試時の成績（面接点を含めて）と、学部成績（CBT、OSCEを含め）及び国家試験との相関解析を学務委員会を中心に分析する。

・地域医療推進及び基礎医学研究者育成を念頭において、推薦選抜、一般選抜枠における定員配分のあり方や後期日程試験継続の可否について、入試委員会で検討する。

・どの学年にも、試験区分に関係なく、医学生として不適格な受講・実習態度、日常生活態度をとる学生がごく一部存在するが、この問題は入試枠の違いより学生の資質の問題であると考えられる。医学生として適格な学生を選抜出来るよう、入試制度の更なる改善に向けて、入試委員会と学務委員会と共同で検討していく。

-3 奈良県内の優秀な医学部志願者を選抜するため、平成20年度入学試験から地域枠を設ける。（中期計画達成済）

2-1 医学科では、平成18年度より導入された新カリキュラム「MDプログラム奈良2006」を実効あるものにするともに検証し、改善する。

-2 医学科では、平成19年度に第1学年から「医学特別講義」「医学特別実習」を設定したところであり、継続して実施する。

- 3 ・医学科では、医学特別講義において、奈良の歴史における医学や薬学についての講義を行っているところであり、継続して実施する。
 - ・看護学科では、新カリキュラムにおいて、第1学年後期に「万葉の文学と奈良文化」を設定済みであり、継続して実施していく。
 - 4 医学科第3学年前期に設定した「地域基盤型医療実習」を選択必修科目とし、他の医学専門教育科目についても、単位制を踏まえた進級判定の方法を引き続き検討する。
 - 5 医学科では、基礎医学の科目横断的なカリキュラムとして、第3学年の「チーム基盤型学習」の授業計画を複数の講座が参画して作成し、また、授業を実施する。臨床医学へも導入を予定する。
 - 6 平成19年度より基礎医学（病理学、細菌学、寄生虫学、薬理学、衛生学）の一部と臨床医学を統合した新しい疾患・診療体系別の臨床統合型講義を実施する。（中期計画達成済）
 - 7 平成21年度から医学科第6学年前期に実施している学外の施設を利用したクリニカルクラークシップについて、海外の大学病院での研修も加える等内容の充実を図る。
 - 8 より適切な形成的評価、総括的評価を行うために、「確信度」を付与したコンピュータ試験システムを開発し、実施する。（中期計画達成済）
 - 9 生涯学習し続ける姿勢を体得するための教育プログラムとして、平成22年度から「6年一貫教育授業科目」の中に設置した「地域基盤型医療教育コース」を継続して実施する。
- 3-1 (1)** 入学者が定員を満たしていない看護学科第3年次編入学試験の実効性について検討する。
- (2) ・看護学科では、教育の成果・効果の検証を、看護教育検討会及び看護学科カリキュラム部会で継続的に実施するとともに、保健師助産師看護師法改正および文部科学省より提示されるコアカリキュラムを踏まえてカリキュラムの充実を図る。
 - ・看護学科カリキュラム検討部会で検討した教員増員・配置や設備面等の必要事項の実現化を図る。
 - 2 看護学科では、看護実践能力習得のため、入学年度から技術演習を強化し、明確化した到達度にあわせて、習得すべき技術項目の充実を図る。また、第2学年後期及び第3学年前期において、各看護学援助論を配置することにより、第3学年後期からの各看護学実習への継続性を維持させ、更なる教育内容の充実及び臨地実習の充実を図る。
- 4-1** 英会話ラウンジ参加者のニーズは満たしており、ラウンジ内容は現状継続して実施していく。

- 2 学生の英語力の向上のための他大学での取り組みを調査するとともに、本学で実施可能な独自の企画を再考する。
 - 3 国際交流センターを設置し、外国の大学との提携による研修機会の充実を図る。
(中期計画達成済)
- 5-1 蔵書文庫を継続して設置するとともに、文庫内容の充実を図る。
- 2 図書館に時事・社会・国際問題を扱った新聞やニュース雑誌を備え、学生に利用しやすい環境作りを行っており、継続して実施する。
- 6-1 引き続き奈良県大学連合への積極的な参加を行う。
- 2(1) 学術交流等の協定を締結している各大学との共催シンポジウムの開催や教員・学生の交流を推進する。
 - (2) 例年通り、医学教育学会及び学術集会に教員等を派遣し、学生教育に反映させる。
- 7(1) 医学科では、医師を地域定着させるためのカリキュラムとして平成22年度より「地域基盤型医療人教育コース」を新設している。連携協定を締結している早稲田大学等の協力も得て、これを発展させる
- (2) 看護学科では、医学科と共同の「地域基盤型医療人教育カリキュラム」に参画し、連携協定を締結している早稲田大学等の協力も得て地域看護学領域の充実に向けて、引き続き検討する。

大学院課程

- 1-1 (1) 平成23年度文部科学省等の補助金に採択された研究テーマ等をホームページ、学報に掲載する。
- (2) 大学院入学者数の増加を図るため、大学院生及び研究生、専修生の学費のバランスを考慮した制度改定を検討していく。
 - (3) 研究指導教員および研究指導補助員の資格の見直しを検討する。
- 2 社会人入学の推進のため、大学院の長期履修制度とその利点を各医療機関に通知し、ホームページや学報等を通じて広く情報発信する。
 - 3 大学院生の増員を図るため、大学院生及び研究生、専修生の学費並びに研究従事期間等のバランスを考慮した研究生、専修生制度のあり方を検討する。
- 2-1 平成23年5月の大学院設置申請（平成24年4月開設）に向けて準備するとともに、大学院に助産師養成コースを設置することについても準備していく。
- 2 修士課程の専攻科目は25科目で充足率は100%を越えていることから、今後は、なお一層の教員の充実を図る。

- 3(1) 研究評価発表会の評価結果をもとに大学院生の研究指導の充実について検討していく。
 - (2) 大学が所有する研究用共用備品のホームページ掲載について、その内容（機種数及びその画像）を充実させる。また、平成22年度に実施した大学共同研究施設の活用状況調査結果等を基に、大学共同研究施設のさらなる有効活用を図る。
- 4 研究指導教員による大学院生に対する評価と大学院生による研究指導教員に対する評価について、引き続き評価方法について検討するとともに、評価を継続実施していく。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1-1 教授の退官時期などに合わせ、講座のあり方を検討し、組織体制を見直す。

-2 教員の教育活動を支援するため、小グループ学習、実習、演習の際のTA制度やRA制度の導入についての取組みを行う。(中期計画達成済)

※ TA(Teaching Assistant) : 大学院学生が学部教育の補助を行う制度

※ RA(Research Assistant) : 大学院学生を研究補助者として参画させる制度

-3及び-4

看護学科では、他学の「看護実践研究センター」の活動の調査及び情報収集を行い、大学院修士課程保健看護学専攻設置後に設立に向けた検討を行う。

2(1) 主に機関リポジトリへの登録対象資料を広げることにより、コンテンツの充実に注力する。

(2) 平成22年度に引き続き、利用者サービスの充実、学術情報基盤の充実、地域連携・地域貢献活動の実践に向け、目標を定め、順次取り組んでいく。

3-1 医学科及び看護学科において学生による教員個々の授業評価の実施を促進するとともに、結果を授業担当者にフィードバックし、授業改善への対応についての調査を実施する。

-2・複数の講座が参画する第3学年の「チーム基盤型学習」において教員相互による授業評価を試行する。

・今後、教員評価においては教員相互による評価を推進する。

・医学部長、各教育部長、教育開発センターで教員相互評価を推進することを検討する。

-3(1)・医学看護学教育討論会を継続して実施する。

・これまで教育GPで実施してきた「地域基盤型教育フォーラム」も継続して実施していく。

(2) 医学看護学教育討論会に、引き続き新しい授業方法及び教育評価のためのワークショップを開催する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1-1(1) ・平成22年度に実施した「学生生活実態調査」の詳細分析を行う。
- ・調査結果を「奈良医大学生白書」として学内へ報告する（学報、掲示、ホームページ等）。
 - ・報告から課題抽出を行い、早急に取り組むもの、短期的に取り組むもの、中・長期的に取り組むものに分類して実施可能性を探る。
 - ・実践可能なものはすみやかに実施し、予算措置が必要なものは平成24年度予算化を図る。
- (2) ・警察等各関係機関の協力を得ながら、引き続き、防犯啓発活動を行っていく。
- ・学生便覧の防犯に関する内容を充実させるとともに、学内外の生活において防犯に心がけるよう入学当初から注意を促す。特に実習等での学外における防犯及び安全対策については折に触れ教員による具体的な注意・指導を行う。
 - ・医学科学生生活部会員への女性教員登用をさらに進めるため、各教育協議会に協力を依頼する。
- 2 学生生活実態調査の結果を参考に、学習支援体制の改善及び、実習室や講義室の整備について検討し、学習環境の改善に取り組む。
- 3 授業料の減免について、大学院生のうち特に外国人の取扱いについて、引き続き検討を行う。
- 4(1) ・各クラブキャプテンや学年総代、学生自治会役員を対象に、指導者としての心構え、メンタル面などをテーマにした「リーダーズセミナー」を定期的に開催する。
- ・医学科では、担任制を含めた取り組み方法について検討し、結論を出す。
 - ・看護学科では、プリセプターシステム活用により第1～4学年を縦割りにしたグループ編成に基づく各学年のメンバーと教員が適宜集まり、先輩と後輩の交流の場を設けることで、お互いの情報交換やアドバイスによる問題解決のきっかけとし、学生個々の心身の悩み相談についても、担当教員を窓口として対応し、学科全体で支援する体制を今後も継続実施する。
- (2) 平成21年度から実施している専門員と学生生活部会員によるカウンセリングを、より利用しやすい環境の整備を進めつつ、学生生活支援として継続実施する。
- 5 ・学生の自己学習において、学内ネットの積極的な活用を促していく。各教室での講義レジメなどにアクセスし、予習・復習が教室以外でも可能にするために、学内専用で各講座の講義資料等にアクセス出来るLAN態勢を整える。
- ・入学時に、原則として個人用パソコンの購入が必要になることを通知し、一括購入で格安に購入できる制度を学務委員会で検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1 産学官連携を推進するため、民間企業や行政等との交流の場へ積極的に参加するとともに、知的財産セミナー等を開催し交流の機会を設ける。
- 2(1) 研究者の研究意欲の醸成を図るため、学術研究で優れた業績をあげた教員に対し「中島佐一学術研究奨励賞」を授与し、その研究成果を発表する機会を設ける。
(2) 研究者の研究意欲を醸成し、国際的研究の推進を図るため、外部の研究奨励賞等の受賞状況について、報道資料の提供、ホームページや学報への掲載を行う。
- 3 奈良メディカルネットワークの組織基盤となる本学と県立病院との連携構築に関連し、県立病院の電子カルテ整備状況の把握に努めるとともに、その進捗に応じて、県と当該ネットワークの構築検討に向けた意見交換を行う。
- 4 教育研究担当理事及び研究部長を中心に、関西TLOとも連携して共同研究プロジェクトの推進を図る。
- 5 トランスレーショナルリサーチを目指した基礎医学と臨床医学の連携を強化するため、先端医学研究機構研究単位協議会において、先端医学研究機構研究単位の研究成果が、臨床医学に応用できる方策について検討する。
※ トランスレーショナルリサーチ：
大学の基礎的研究成果を附属病院において臨床応用するための体制
- 6 本学の研究シーズ・ニーズを情報発信し、国内外との共同研究を推進する。
- 7 産学官連携推進センターにおいて、産学官連携推進ポリシー、知的財産ポリシー、利益相反ポリシーを策定し、産学官での共同研究を推進する方策について検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1-1 産学官連携推進センターにおいて、学外との共同プロジェクト研究を推進する方策について検討する。また、関西TLOとも連携し、競争的資金獲得を推進する。
- 2及び-3
講座研究費及び教員研究費の配分方法については、「講座・教員研究費に関する検討会」において、さらに検討を継続していく。
- 4 人件費付き競争的研究経費の獲得に向け、科学研究費補助金等の応募前に効果的な応募に関する説明会を開催し、啓発する。

- 5・無給休職による教員の海外留学制度及び休職期間中の教員の補充について制度化済。
 - ・医学科同窓会による海外留学助成金（厳檀学術奨励賞）を活用して、若手研究者の留学支援を行う。また、公的助成による留学制度の周知を行う。

- 2-1 相互協力協定を締結している奈良先端科学技術大学院大学等との連携を図っていく。
- 2(1)国際交流センター運営委員会において、外国人研究者に対する支援内容や受入体制等について検討する。
(2)同窓会による留学助成（厳檀学術奨励賞）及び公的助成による留学制度の周知を行う。

- 3 早稲田大学との連携協力協定に基づき、医工連携の推進を検討する。また、特別研究員制度の活用等により工学系の人材の登用に努める。

- 3-1 研究部長を中心に、研究支援体制の見直し・整備・充実を推進する。具体的には、研究用備品については、共用研究備品整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びR I・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら機器の充実に努めるとともに、平成22年度に実施した大学共同研究施設の活用状況調査結果等を基に、大学共同研究施設のさらなる有効活用を図る。また、女性研究者支援センターを設立し、女性研究者の研究環境の改善を図る。

- 2 共用研究備品整備計画に基づき、現有機器の有効活用を図るとともに、その必要性を検討し、不要なものがあれば処分する。また、平成22年度に実施した大学共同研究施設の活用状況調査結果等を基に、大学共同研究施設のさらなる有効活用を図り、寄附講座の設置等により、新たな研究スペースが必要となった際には、大学共同研究施設を中心に対応する。

- 3(1)教育研究担当理事及び研究部長を中心に先端医学研究機構の部門の更なる複数化等について、引き続き検討する。
(2)先端医学研究機構及び寄附講座に必要な研究スペースの確保については、平成22年度に実施した大学共同研究施設の活用状況調査結果等を基に、今後も必要に応じて対応する。

- 4-1 教育研究担当理事及び研究部長を中心に、研究支援体制を検討する。具体的には、研究用備品については、共用研究備品整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びR I・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら機器の充実に努める。また、平成22年度に実施した大学共同研究施設の活用状況調査結果等を基に、大学共同研究施設のさらなる有効活用を図る。

- 2 生命科学部門と社会医学部門の連携を図るため、先端医学研究機構研究単位協議会において、先端医学研究機構研究単位の研究成果が、臨床医学に応用できる方策について検討する。

- 3 本学の研究活動情報を発信するため、研究シーズ集を作成するとともに、ホームページ上でも公開する。

5-1 産学官連携推進センターを中心に、知的財産の管理・運用等についても効率的に実施していく。

-2及び-3

産学官連携推進センターにおいて、知的財産ポリシーを策定し、知的財産を原則、法人帰属として組織的かつ一元的に管理し、その活用を図る。

6-1 治験及び臨床研究件数の増加に努める。

-2 シンポジウムや知的財産セミナーの開催、他機関主催の産学官交流の場への参加など多角的な取組みを進めるとともに、研究シーズ・ニーズをホームページ上で公開し、産業界に対して寄附講座の招致を推奨する。また、住居医学講座については、開設期間終了後の継続・発展の可能性を検討する。

-3 産学官連携推進センターに専任事務職員を配置し、実務経験に基づく人材育成を図る。

-4 同志社女子大学との共催で実施したシンポジウム（平成22年12月4日実施）の成果を活かすため、同シンポジウムの講演者を講師として、本学の「医学特別講義」において、奈良の薬や医学の歴史に関する講義を行う。

3 診療に関する目標を達成するための措置

1-1 (1) 引き続き、患者満足度調査・「声のポスト」・総合相談窓口等を通じて患者等の意見やニーズ把握に努めるとともに、「患者サービスあり方検討委員会」等を通じて、患者の満足度の向上に向けた取組みを推進する。

(2) 患者の利便性・満足度の向上等を目指し、外来診察室のドア改修、会計窓口の再整備等を行う。

-2 (1) 公開講座や教育講座を開催し、予防医学や健康医学等、疾病・身体、健康管理情報を積極的に発信する。

(2) 本学ホームページや公開講座等により、予防医学や健康医学等に関する情報を発信する。

-3 治療や検査等の結果や同意書等を電子カルテに取込む体制を整備するとともに、クリティカルパスについて、その整備を推進する。

※ クリティカルパス：

特定の疾患について、入院から退院までの治療や看護の手順を標準化し、診療の効率化や均質化、コストの削減を図る手法

-4(1) PDCAサイクルをより一層機能させるために、院内ラウンドはもとより医療事故発生時の検証に力を注ぎ、再発防止策を徹底させるとともに、広く職員にも情報を提供していく。

※ PDCAサイクル：

Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)の流れを次の計画に生かしていくプロセス。

(2) 病院機能評価受審を機に整備された医療安全体制やマニュアルの遵守を徹底するために、組織的な院内ラウンドを強化し、安全ルールの徹底と継続にむけた取り組みを行う。

(3) 職員個々が「リスクに対する感性」を高められるような研修会を企画・運営する。また、開催に際しては、職種及び部門ごとに開催時間やテーマに至るまで方法を再検討していく。

-5 引き続き、病院機能評価の認定取得に取り組む。

2-1(1) 各診療科の研究担当医に対し、先進医療の申請手続き等を周知し、申請作業を促進する。

(2) 治験センターの安定的かつ効果的な運用に努めるとともに、県立病院の電子カルテ整備状況を把握し、県と奈良メディカルネットワーク構築検討に向けた意見交換を行う。

(3) ホームページ等により、先進医療に関する情報を発信する。

-2(1) ・県との連携・協力の下、(仮称)中央手術棟整備工事において総合周産期母子医療センターNICU後方20床増床の整備計画を進める。

・前方21床フル稼働に向け看護師の確保を図る。

・バースセンターの安定的な運営に努める。

(2) 高度救命救急センター、感染症センター、精神医療センター、バースセンター等が十分に機能を果たすことができるよう、県との連携を密にしながら確実な運営に努める。

-3 疾病を臓器を越えて病因別にとらえた統合的な医療システムの構築に向けて検討を続けるとともに、総合診療科をはじめとする診療科の体制等の見直しを検討していく。

-4 患者動向の変化や医療技術の進歩等にも柔軟に対応できるよう、診療科や検査部門等の組織・体制の見直しに努める。

-5 特定機能病院等本院の位置付け、役割に相応しい医療機器の整備を行う。

3-1(1) ・研修医各々のニーズに応じたきめ細やかなカリキュラムを作成することにより、研修医の満足度を高めるとともに、後期研修医としての継続勤務志向を高める。

・住居手当及び通勤手当を支給するなど、研修医の処遇改善を図る。

(2) 臨床研修医や医員が研修に専念できるよう、臨床研修センターの拡充など体制整備や研修環境の改善等に取り組む。

-2 優秀な医療人を確保するため、医員の処遇について検証し、改善、充実に務める。

- 3(1) 医師・看護職者・コメディカル等医療関係職員に高度な専門的知識と能力を修得させるため、必要な研修会等への派遣を推進・充実する。
 - (2) ・平成22年度に設置した地域医療学講座により、地域医療を担う医師のキャリアパスの構築及び支援についての調査・研究を行う。
 - ・専門的知識や能力を身に付けさせるため、附属病院内において実施する研修を継続するとともに、研修内容等の充実を図る。
 - 4 研修病院合同説明会への参加、協力病院に対する指導医講習会等への参加の促進及び協力病院・診療所における地域医療研修の実施により協力病院等との緊密な連携を図る。
 - 5 臨床試験等の実践を担うコーディネーターを育成するため研修等へ派遣する。
- 4-1 大和路医療情報ネットワークの組織基盤となる本学と県立病院との連携構築に関連し、県立病院の電子カルテ整備状況の把握に努めると共に、その進捗に応じて、県と当該ネットワークの構築検討に向けた意見交換を行う。

- 2(1) 県の医療施策の立案等に積極的に参画・協力する。
 - (2) 地域医療学講座の研究成果をもとに、公立病院やへき地への医師配置を検討する。
 - 3(1) ・地域医療機関の医療水準向上のため、最先端医療情報・技術・人的資源を提供するとともに研修会等の開催支援を行う。
 - ・(仮称) 地域医療支援センターの設立に向けた協議を県と進め、県・市町村・本学の三者による地域医療の協議機能を向上させる。
 - (2) ・地域医療連携クリティカルパスの運用拡大と連携医療機関拡大に努める。
 - ・地域医療機関等による地域医療連携懇話会の開催継続・内容充実等について検討を行う。
 - ・病院間の連携を効果的に推進するため、地域医療連携連絡協議会を開催する。
- ※ 地域連携クリティカルパス：
疾患別に、疾病の発生から、診断、治療、リハビリまでを、診療ガイドラインに沿って作成する一連の地域診療計画のこと

4 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 受講者ニーズを加味した公開講座を定期的を開催する。
- 2 附属病院主導の各診療科の健康教育講座を、附属病院患者・家族、一般市民を対象に学内で開催・充実する。
- 3 各診療科等で行っている公開講座や生涯教育等のうち、一般市民等に公開可能な内容・情報については、大学ホームページ等を用いて積極的に発信する。
- 4 地域の小中高生等が、健康科学への興味や関心を抱くことができるよう、公開講座やシンポジウム等を実施する。

2-1 国際交流センター運営委員会において、外国人研究者、留学生に対する支援内容や受入体制等について検討する。

-2 連携協定等を締結しているチェンマイ大学、福建医科大学、オックスフォード大学、ルール大学及びインペリアルカレッジロンドンとの連携強化を図るとともに、新たな交流協定の締結を検討する。

-3 教員についてのサバティカル制度など研究のための長期研修の導入を図る。

※ サバティカル制度：専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1-1 理事長補佐機能を整備し、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備する。また、新たに副学長を設置する。(中期計画達成済)

-2 幅広い視野からの法人運営を可能とするため、経営審議会委員及び教育研究審議会委員のみならず、理事に学外者を登用する。(中期計画達成済)

-3 各種委員会については、その必要性を検証するとともに、必要に応じて統合・廃止と新たな委員会の設置を行う。

-4 各理事の効率的かつ効果的な業務執行に適した事務処理の体制となるよう組織体制を見直す。

-5 学長及び副学長の選考に際して、事務職員やコメディカル等の参画を図り、教員及び職員が一体となって大学運営に積極的に取り組む体制の整備を図る。(中期計画達成済)

2-1 (1) 専任の附属病院長のリーダーシップのもと、執行組織・体制の整備・充実等を図ることによって、効率的かつ効果的な病院経営を推進する。

(2) 病院経営・運営会議等の適切な運営と迅速な病院運営方針の策定を推進すること等により、附属病院長の補佐体制を強化し、病院運営管理機能の向上を図る。

-2 患者動向の変化、医療技術の進歩、国及び県における医療行政・施策の改正等の状況を踏まえ、経営コンサルタントを活用等附属病院長サポート体制の充実を図る。

-3 附属病院に設置している各種委員会について、その必要性を再検証の上、状況に応じ統廃合を進めるとともに、必要に応じて新たな委員会の設置を検討する。

-4 経営コンサルタントを活用しながら、診療科別収支の作成を進める。

2 教育・研究・診療組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1-1 教育・研究・診療各組織のあり方を見直し、産学官連携推進センターや女性研究者支援センターの設置など、弾力的な組織編成を行う。
- 2 必要に応じ、教育教授・研究教授・病院教授を任命する。
- 3及び-4
再任評価の準備にあたり、学生、教員及び職員並びに患者、関係機関等の外部の視点からの評価を加える仕組みを検討する。
- 5 同窓会から、最新の卒業生名簿データを譲り受け、学務委員会を中心に分析方法等を検討する。
- 6 文部科学省等の各種申請に当たっては、研究テーマに応じた全学的な推進体制を構築し、積極的に取り組む。

3 教員及び職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 奈良県大学連合加盟大学をはじめとした県内の教育・研究機関と連携して、教員の交流機会を設ける。
- 2 今後採用する教員には全て任期制の同意を求める。また、未同意教員に対しては同意に向けた働きかけを行う。
- 2-1 高い専門性を有した職員を育成するため、コメディカル等を積極的に専門的な研修に派遣するとともに、その結果を踏まえて、教育・研修プログラムの検討を行う。
- 2 メディカルバースセンターにおいて助産師を養成するなど、県内外のコメディカル等の教育・研修の受入れを行い、医療専門職員の育成を図る。
- 3 医事請求業務（100%入院レセプト内製化、請求精度アップ、チェック等）体制の強化や病院事務部門の充実・強化等に向けて、業務に精通した職員の採用等新たな体制整備を行うとともに、専門的研修の実施・自己啓発の推進等職員のスキルアップを図る。
- 4 業務量に応じた人員の確保に努め、さらに優秀な職員を確保できるよう採用方法を検討する。
- 5 医師及びコメディカル等が働きやすく、意欲を持って勤務できるよう、労働環境の整備や処遇の改善を図るとともに、業務量に応じた人員の確保に努める。
 - ・院内保育所の建て替え整備を行い、定員増や夜間保育等への対応充実を図る。
 - ・臨床研修センターの施設・設備の充実、看護師宿舎を改修し研修センターを整備するなど、労働環境の整備を行う。

-6 引き続き必要な人材を確保するため、奈良県等との人事交流を行う。

3-1 インセンティブが働くような制度を考慮しながら再任評価の準備を進める。

-2 事務職員については平成22年度に評価制度を導入済。看護職、コメディカル等について試行し、試行の状況をみながら本格実施にむけた取り組みを行う。

4-1 状況の変化等に応じた事務組織とするとともに、適正な人員配置を行う。

-2 これまで看護師が担ってきた看護の周辺業務や関連業務等処理するための補助職員を継続配置するなど、医師や看護師等が本来業務に専念できる効率的な運営に努める。

-3(1) 「7対1」看護体制については平成22年度導入済であるが、新規職員の採用、在職者の離職防止対策、育児休業等職場を離れている者の早期復職支援などに取り組み、安定稼働を図る。特に院内保育所の建て替えを進め、離職防止や復職支援の強化を図る。

(2) 本学看護学科卒業生の本学附属病院へのより高い就職率（50%以上）達成を目指し、取り組みを強化する。

-4 引き続き、多様な雇用形態での採用や外部委託の導入を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1-1 事務組織、事務分掌及び事務権限の見直しを行い、効率的な組織編成を行う。

-2 事務組織の見直しを行い、機動力のある編成とする。

2-1 情報システムを活用し、事務処理の効率化を進める。

-2 業務内容、費用対効果等を分析し、外部委託が可能な業務の検討を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1-1(1) 文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の申請促進については、制度や応募の説明会等を開催し、引き続き啓発していくとともに、講座研究費及び教員研究費の配分に当たっては、平成22年度同様、文部科学省科学研究費補助金の申請状況等も算定要素として加味するインセンティブ方式を取り入れて検討する。

(2) ホームページ上に掲載している競争的外部資金の情報(文部科学省、厚生労働省等の各省庁、日本学術振興会等の各種団体)の充実を図る。

- 2(1)産学官連携推進センターにおいて、産学官連携推進ポリシー、利益相反ポリシーを策定する。また、関西TLOとも連携し、競争的資金獲得を推進する。
- (2)本学の研究活動情報を発信するため、研究シーズ集を作成するとともに、ホームページ上でも公開する。
- 2 産学官連携推進センターにおいて、知的財産ポリシーを策定し、知的財産を原則、法人帰属として組織的かつ一元的に管理し、その活用を図る。また、知的財産権の確保に必要な予算を確保する。
- 3-1 病院経営・運営会議等の適切な運営と迅速な病院運営方針の策定を推進するとともに、引き続き、問題点の抽出や柔軟な解決策の設定、迅速な対応に必要な体制の整備を行う。
- 2 経営コンサルタントを活用しながら、総合医療情報システムやDPC分析システム、SPDデータ等関連データを有効に活用して、経営分析等に有用な各種資料や指標の作成・検討を行い、診療報酬の確保に向けた取組みを進める。
- 3(1)クリティカルパスの構築を推進するとともに、脳卒中及びインフルエンザ治療の地域連携クリティカルパスの充実・強化、また、他の疾患についても地域連携パスの実施検討を行う。(地域連携パス拡大)
- (2)地域医療連携をより一層推進するための体制の確立と他機関との連携を促進する。
- (3)病床稼働率の維持向上を目指し、ベッドコントロール機能の充実・強化のためのシステム確立について引き続き検討を継続するほか、医療情勢や院内状況等に留意した稼働病床数の設定について検討・協議する。
- (4)手術室担当のMEの増員を図るとともに、麻酔科医・看護師・ME等の配置状況を踏まえつつ、実績をベースとした診療科毎の手術予約枠の見直しを検討する。
- (5)引き続き、看護師の確保と離職防止に努め、各病棟の稼働状況、看護師等の充足・習熟状況等を踏まえつつ、病床稼働率は82%を目指す。平均在院日数(一般病棟)については、引き続き短縮に努めるとともに、DPC分析を進め、特定機能病院として適切な平均在院日数を検討する。
- 4(1)病棟クレーンによる電子カルテの記載漏れ等のチェックを通じ、投与薬品・材料の診療報酬請求漏れの解消等診療報酬請求の適正化を図る。
- (2)レセプト院内審査支援システムの拡充やDPC分析システム等を有効に活用し、更なる診療報酬請求の適正化や精度向上に努める。
- (3)減点返戻等の結果について、その傾向や特徴、ボリュームに応じて、診療科毎に個別に働きかけを行う。
- 5 特殊検診業務や自由診療等の導入に向け、他院の取組状況を参考にしながら検討する。

4-1 (1) 授業料や施設使用料などの各種手数料については、他学の状況などの情報収集に努め、適正な料金設定を行うとともに、定期的な見直しを行う。

(2) 診療報酬を基礎とした保険外診療に係る料金について、その適正水準を検証しながら改訂を検討する。

-2 施設使用料の導入・見直し、広告掲載等による自己収入増加の取組みを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1-1、-2及び-3

新たに採用した職員に導入した給与制度の効果を検証しながら、多様な雇用形態や外部委託の導入により、人件費の抑制に努める。

2-1 (1) 診療材料について、引き続き、調達から供給、保管までの一括管理を業者に委託することにより、適正な在庫管理を行う。また、市場価格データを参考とした値引き交渉や安価な同種同効薬への切替等をより積極的に行い、医薬材料費の削減に努める。

(2) 適正な在庫管理、積極的な値引交渉や安価な物品への切り替えとともに、診療科別・部門別収支について分析し、医薬品・診療材料の使用量の改善や効果的な診療報酬の確保を図ること等により、医薬・診療材料費比率については42%を目指す。

-2 (1) 引き続き、医療機器の購入に当たっては、必要性や採算性を十分検証する。(事後検証を含む。)

(2) 透明性を確保しながら、機器購入に維持管理費をセットした複合契約の実施、リースによる機器の整備など、購入経費等を削減することができる調達方法や契約方法による取組みを進める。

-3 臨床工学技士の増員により、MEセンターの機能を充実させるとともに、医療機器の保守・点検業務の一元管理を推進する。

※ MEセンター(Medical Engineering Center) :

医療機器について施設内で保守・点検・運用を担当する部署

-4 病院長付参与を中心として、総合医療情報システムやDPC分析システム、SPDデータ等関連データをもとに、経営コンサルタントを活用しながら、各種現状分析を進めるとともに、必要となる見直しを行う。

-5 (1) 医療サービスの質を確保しながら、効果的な外部委託の導入を図るため、関連情報の収集に努めるとともに、導入可否の検証を行い、効果的なものにあっては導入を推進する。

(2) 委託業務等の仕様の見直し、一括契約、複数年契約の拡大に努める。

- 6 引き続き、医療用消耗品購入における審査、SPDの運用などにより、各種物品の適正な購入に努める。

※ SPD (Supply Processing &Distribution) :

物品の供給、在庫などの物流管理を中央化及び外注化することにより、診療材料を柔軟かつ円滑に管理する方法

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 ・看護宿舍の再整備について検討を行う。
 - ・看護宿舍に看護師研修センター（看護師教育支援室を含む）、及びチュートリアル教室を整備する。
- 2 短期の資金運用等に当たっては、十分な危機管理対策を図り、安全かつ有利な管理・運用を行う。（中期計画達成済）

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1-1 平成19年度末までに自己点検・評価を行う学内実施体制や、点検・評価結果をフィードバックさせて改善を進めていくためのシステムを構築する。（中期計画達成済）
- 2 定期的に自己点検・評価、第三者による外部評価を実施する。（中期計画達成済）
- 3 奈良県地方独立行政法人評価委員会による毎年度の業務実績評価や大学評価学位授与機構等の認証評価機関による第三者評価の結果を活用し、大学運営における各種業務の改善に組織的に取り組む。（中期計画達成済）
- 4自己点検・評価及び外部評価の結果について、ホームページ等により公表する。（中期計画達成済）

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1-1 業務実績や財務状況等の公表を引き続き実施するとともに、よりわかりやすい公表に向けて取組みを行う。
- 2(1) 広報誌、ホームページ、公開講座等を通じて、研究者情報や研究成果等について、法改正や公立大学協会の方針に則って積極的に情報を発信する。
(2) 各教室主催の学会、研究会、講演会、特別講義等をホームページに掲載する。
- 3(1) 大学のホームページについては、関係課と調整しながら、わかりやすいトップページ等各ページの内容の充実を図る。
(2) 中期目標、中期計画等の内容をホームページに掲載するなど、大学情報を積極的に公開、提供する。

- 4 情報公開制度・個人情報保護制度については、奈良県情報公開条例及び奈良県個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱う。(中期計画達成済)

V 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 (仮称) 中央手術棟整備工事を行う。
- 2
 - ・乗用エレベーター2台のリニューアルを行う。
 - ・高架水槽改修の設計を行う。
- 3、-4、-5及び-6(1)
 - ・教育研修棟と看護師宿舎の一部を改修し、それぞれ臨床研修センターと看護師研修センターに暫定整備する。
 - ・チュートリアル教室は、看護宿舎に整備する。
- 3、-4、-5及び-6(2)
 - 大学の教育部門(研究部門の一部を含む)移転については、県の動きを注視しながら中期計画推進委員会施設部会で議論を進める。
- 7
 - ・建物の整備にあたっては、バリアフリー、省エネルギーに配慮する。
 - ・病院のアメニティ改修計画の策定を行う。
- 8
 - ・一般教育校舎、基礎医学校舎のトイレの改修等(洋式化)を実施する。
 - ・外来エリアのトイレ改修を行う。
 - ・外来診療室等のドアをスライド式ドアに改修する。
- 2-1 各設備の性能の維持と向上のために定期的に保守点検を実施し、故障箇所は修繕等を実施する。
- 2 経年劣化の進んでいる主要設備について、更新計画を策定する。
- 3
 - ・設備機器等の更新では、省エネルギーに配慮する。
 - ・電気、ガスの使用量の原単位を前年度比1%の削減に努める。
 - ・引き続き省エネルギー・省資源に関する意識啓発を行う。
- 4
 - ・基礎医学校舎吸収式冷温水発生機を更新する。
 - ・A病棟乗用エレベーターを更新する。
 - ・A病棟高架水槽更新の設計に着手する。
 - ・基礎医学校舎受水槽・高架水槽更新の設計に着手する。

VI 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 (1) ・排水、排水汚泥、ばい煙等に含まれる有害物質の測定を実施し適切な設備の管理及び処理を行う。
- ・ホルムアルデヒドについては、引き続き濃度測定を実施するとともに、病院病理部の切出室の拡張及び空調設備の増強等を行う。
- (2) 衛生委員会による職場巡視を月1回定例実施するとともに、作業主任者による適切な作業の指導を行う。
- 2 平成19年度中に敷地内全面禁煙を実施する。(中期計画達成済)
- 2 消防・防災訓練を実施する。
- 3-1 ・教員、職員及び学生による構内一斉環境美化活動を継続して年2回実施する。
また大学の構成員全員が、執務環境整備、大学周辺の清掃活動を実施する。
- ・放置自転車を整理・撤去する。
- 2 ・C病棟南側の緑化計画を策定し、計画を一部実施する。
- ・ボランティアが大学正門、病院玄関等に季節の花を植える。
 - ・緑化基金は、緑化計画の一部や学生の憩いの場を整備するなど使用方針の検討を行う。
 - ・維持管理には、県立高等技術専門校の造園技術科に協力を求める。

VII 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VIII 短期借入金の限度額

30億円

IX 剰余金の使途

地方独立行政法人法第40条第3項に規定する剰余金の使途は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善とする。

X 県の規則で定める業務運営事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
新棟整備、患者アメ ニティ向上整備及び 医療機器整備等	1,932	長期借入金 1,597 病院収入 228 補助金等収入 107

2 積立金の使途

なし

(別紙)

予 算

平成23年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	1,255
自己収入	28,552
授業料、入学金及び検定料収入等	692
附属病院収入	27,150
雑収入	710
補助金等収入	394
受託研究等収入及び寄附金収入等	839
長期借入金収入	1,597
計	32,637
支出	
業務費	29,710
教育研究経費	3,403
診療経費	25,276
一般管理費	1,031
施設整備費	1,932
受託研究等経費及び寄附金事業費等	567
長期借入金償還金	428
計	32,637

【人件費の見積り】

総額13,548百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注) 退職手当については、公立大学法人奈良県立医科大学職員退職手当規程に基づいて支給し、その財源は、運営費交付金を充てる。

【運営費交付金の算定ルール】

県から交付される運営費交付金は、下記の算定基準等に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金は、県の予算編成過程において、基準を適用する等により計算し、決定される。

(1) 大学

医科大学に係る平成18年度の普通交付税の基準財政需要額算定方法等に準じて算定

(2) 附属病院

公立大学の附属病院としての性格上、県が負担すべき経費として国が定める公営企業の繰出基準等に準じて算定

収支計画

平成23年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	31,322
經常費用	31,322
業務費	29,905
教育研究経費	899
診療経費	14,325
受託研究費等	487
役員人件費	78
教員人件費	3,762
職員人件費	10,354
一般管理費	254
財務費用	60
雑損	0
減価償却費	1,103
臨時損失	0
収入の部	31,595
經常利益	31,595
運営費交付金収益	1,255
補助金収益	394
授業料収益	527
入学金収益	110
検定料等収益	17
附属病院収益	27,150
受託研究等収益	219
寄附金収益	540
雑益	710
資産見返運営費交付金等戻入	32
資産見返寄附金戻入	54
資産見返物品受贈額戻入	562
資産見返補助金等戻入	25
臨時利益	0
純利益	273
総利益	273

資金計画

平成23年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	32,637
業務活動による支出	30,277
投資活動による支出	1,932
財務活動による支出	428
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	32,637
業務活動による収入	31,041
運営費交付金・補助金等による収入	1,649
授業料、入学金及び検定料等による収入	692
附属病院収入	27,150
受託研究等収入	249
寄附金収入	590
その他の収入	710
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	1,597
長期借入金による収入	1,597
短期借入金による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0